

佐野市景観計画（改定版）（案）に対する意見募集の結果について

1 パブリック・コメントの概況

（1）意見募集期間

令和4年12月21日（水）～令和5年1月20日（金） 31日間

（2）意見提出者等

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体	計
				1	1		2

（3）提出方法の内訳

郵送	ファックス	Eメール	その他	計
1			1（窓口）	2

2 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>全体的な街並みの景観は統一感のあるものが美しいため、際立った建築物には罰則を設けた方がよいのでは？</p> <p>美しい街並みの形成が他所から人を誘う要因となる。</p> <p>電柱の地中化、看板の色、大きさの規制なども希望したい。</p> <p>何でも条例で規制すると息苦しくなるので、市民の協力を生かす等、資金のかからないことから実行出来たらよいのでは？</p>	<p>景観計画の改定案においても、引き続き、周辺と調和するよう、高さ、形態意匠、色等の基準を設けております。またそれらの基準のうち、形態意匠、色については、変更命令等や罰則規定の対象です。</p> <p>電柱の地中化については、県道桐生岩舟線や市道1級1号線の道路拡幅に伴い無電柱化を実施しており、今後拡幅予定の区間についても無電柱化を検討しております。</p> <p>看板については、栃木県屋外広告物条例で大きさや高さ等については規制しておりますが、色については規制しておりません。また、佐野市景観条例でも看板の色については規制できません。このため、景観の届出の際に把握できる看板については、個別にご協議させていただいております。</p> <p>より良い景観形成を図っていくため、市民の皆様への意識啓発等にも取り組んでまいります。</p>

2	山中に設置されている太陽光パネルは自然景観を阻害していると思います。太陽光パネルや木が伐採されていない美しい山を残してほしいです。	景観法は、太陽光パネルの設置そのものを規制するものではないため、市の景観条例では設置の規制ができないのが現状です。 このため、太陽光パネルの色や、周囲に植栽をすること等の基準を設け、周辺環境との調和を図ることで、極力、太陽光パネルによる景観の阻害に対応したいと考えております。
---	---	---